

文京区児童相談所事業概要(令和8年版)について

1 概要

児童相談所における令和7年度の運営状況等について、文京区児童相談所事業概要(令和8年版)(以下、「事業概要」という)として取りまとめたため報告する。

2 事業概要及び構成について

事業概要本編…別紙のとおり

- (1) 児童相談所の概況
- (2) 事業の概況
- (3) 統計

3 事業の概況に係る主な数値について

- (1) 児童相談受付件数(25ページ)

1,624件(都から引き継いだケース 271件を含む)

- (2) 児童虐待相談対応件数(28ページ)

906件(身体的虐待 249件、性的虐待3件、心理的虐待555件、ネグレクト99件)

- (3) 一時保護児童数(32ページ)

① 一時保護施設(一時保護所)	96人
② 一時保護委託(病院・他区児童相談所等)	46人

- (4) 児童福祉施設入所等の状況(34ページ)

① 児童福祉施設等への入所児童数	48人
② 利用契約による障害児入所施設等への入所児童数	6人

- (5) 愛の手帳(療育手帳)判定件数(30ページ)

77件

- (6) 医師の活動状況(医学診断等)(30ページ)

296 件

(7) 法的対応業務の状況(31ページ)

① 個々のケースに係る法律相談件数	215件
② 家庭裁判所への家事審判申立て件数	7件

(8) 警察との連携状況(27・32ページ)

① 警察からの児童通告件数	349件(うち身柄付き通告* 65件)
② 警察機関との連携会議	警察機関(警視庁人身安全対策課、 巣鴨少年センター、区内4警察署)と 実務に関する意見交換会を実施。

*身柄付き通告…警察が発見・保護した児童について、その身柄とともに児童相談所に連絡、引き渡す通告

事業概要

令和 8 年版

文京区児童相談所



は じ め に

近年、児童虐待に関する相談対応件数は依然として高い水準で推移しており、こどもや家庭をめぐる問題は複雑かつ多様化しています。問題の深刻化を未然に防ぐためには、児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、きめ細かな援助と支援が不可欠です。

平成 28 年の児童福祉法等改正法により、「全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること」が明確化され、また、特別区においても児童相談所を設置することが可能になりました。

こうした状況を踏まえ、本区では、令和 7 年 4 月に児童相談所を開設しました。

児童相談所では、児童虐待をはじめとするこどもに関する様々な相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員等の様々な専門職が連携し、対応に当たっています。さらに、高度で緊急性の高い相談援助業務に的確に対応できるよう、専門性の高い人材の確保と育成に注力しています。

また、こども家庭支援センターとともに、区の児童相談所として関係機関、地域住民等と連携し、こどもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施しています。

加えて、里親家庭への支援と社会的養護の一層の推進を図るため、里親家庭に対する相談支援や各種研修を実施するとともに、里親制度の普及啓発に資する説明会や体験発表会を開催しています。

その他、こどもの意見聴取等の仕組みの整備や一時保護開始時の司法審査の導入等、児童福祉法等の改正を踏まえ、こどもの権利擁護の推進に向けた取組を進めています。

この事業概要は、文京区児童相談所の事業の取組や各種実績等をまとめたものです。児童相談所の活動についてご理解いただく一助として、ご活用いただければ幸いです。

令和 8 年 8 月

文京区児童相談所
所長 栗山 仁

目 次

第1 児童相談所の概況

1 文京区の概要.....	3
2 児童相談所の所在地等.....	3
3 設置の目的・理念.....	4
4 児童相談所設置までの沿革.....	5
5 児童相談所の組織体制及び職員.....	6
(1) 組織体制	6
(2) 職員	7
6 児童相談所で取扱う児童相談・援助.....	8
(1) 相談の種類	8
(2) 援助の種類	9
(3) 児童相談の流れ.....	13

第2 事業の概況

1 相談状況	17
(1) 相談経路別受付状況.....	17
(2) 相談内容別受付状況.....	18
(3) 相談種別判定状況.....	18
(4) 警察からの児童通告.....	19
2 虐待相談対応状況.....	20
(1) 相談種類別対応状況.....	20
(2) 年齢別対応状況.....	20
(3) 援助の種類別対応状況.....	21
3 相談援助の概況及び一時保護状況等.....	22
(1) 児童福祉司の業務.....	22
(2) 児童心理司の業務.....	22
(3) 医師の業務	22
(4) 保健師の業務.....	23
(5) 法的対応業務.....	23
(6) 警察との連携.....	24
(7) 一時保護の状況.....	24
4 児童福祉施設入所等の状況.....	26
(1) 施設の種類	26
(2) 入所児童数	26
(3) 利用契約による障害児入所施設等の状況.....	26

5	里親支援の状況.....	27
(1)	里親制度	27
(2)	里親の登録状況.....	27
(3)	里親支援の業務体制.....	28
(4)	里親支援業務の取組状況.....	29
(5)	児童自立生活援助事業Ⅲ型.....	31
6	各種事業	32
(1)	親子関係再構築支援事業.....	32
(2)	メンタルフレンド事業.....	32
7	DX 推進施策に係る取組	32
(1)	常時接続テレビ会議システムの導入.....	32
(2)	公用携帯電話（内線スマートフォン）の導入.....	32
(3)	児童相談業務支援ツール（専用タブレット端末）のモデル試行.....	32
8	こどもの権利擁護.....	33
(1)	文京区一時保護所における取組.....	33
(2)	児童相談所が関わるこどもの権利擁護に係る取組.....	33
(3)	施設や里親のもとで暮らすこどもへの取組.....	34
9	児童相談所と地域の関わり.....	35
(1)	文京区要保護児童対策地域協議会の取組.....	35
(2)	各関係機関との連携状況.....	35
10	人材育成	36
(1)	各種研修	36
(2)	支援者支援	41
11	他自治体からの派遣職員の受入れ.....	42

第3 統計

1	児童相談受付件数（経路別）	45
2	児童相談種別判定件数（年齢別）	46
3	児童虐待相談対応件数（相談種別・経路別）	47
4	児童相談対応種別件数（相談種別）	48

第1 児童相談所の概況

1 文京区の概要

人口・児童人口※等（令和8年4月1日現在）

人 口 236,683 人

児童人口 34,827 人

総世帯数 132,265 世帯

面 積 11.29km²

※ 児童人口とは、0歳から18歳未満までの人口のことです。

2 児童相談所の所在地等

名 称 文京区児童相談所

所 在 地 文京区小石川三丁目14番7号

所 管 区 域 区全域

開設年月日 令和7年4月1日

電 話 03-3811-5241

ア ク セ ス 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線・南北線

後樂園駅 徒歩12分

都営大江戸線・三田線

春日駅 徒歩12分

バ ス 都営バス都02 伝通院前下車3分

都営バス都02乙 伝通院前下車3分

都営バス上69 伝通院前下車3分

【児童相談所の所在地】



【施設外観図】



3 設置の目的・理念

平成 28 年の児童福祉法等改正法により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。このことを受けて、本区では、「こどもの最善の利益」を守るため、福祉、保健、教育をはじめとした関係機関と密接に連携した、切れ目のない総合的な相談・支援体制の構築を目指し、令和 7 年 4 月 1 日に児童相談所を設置しました。

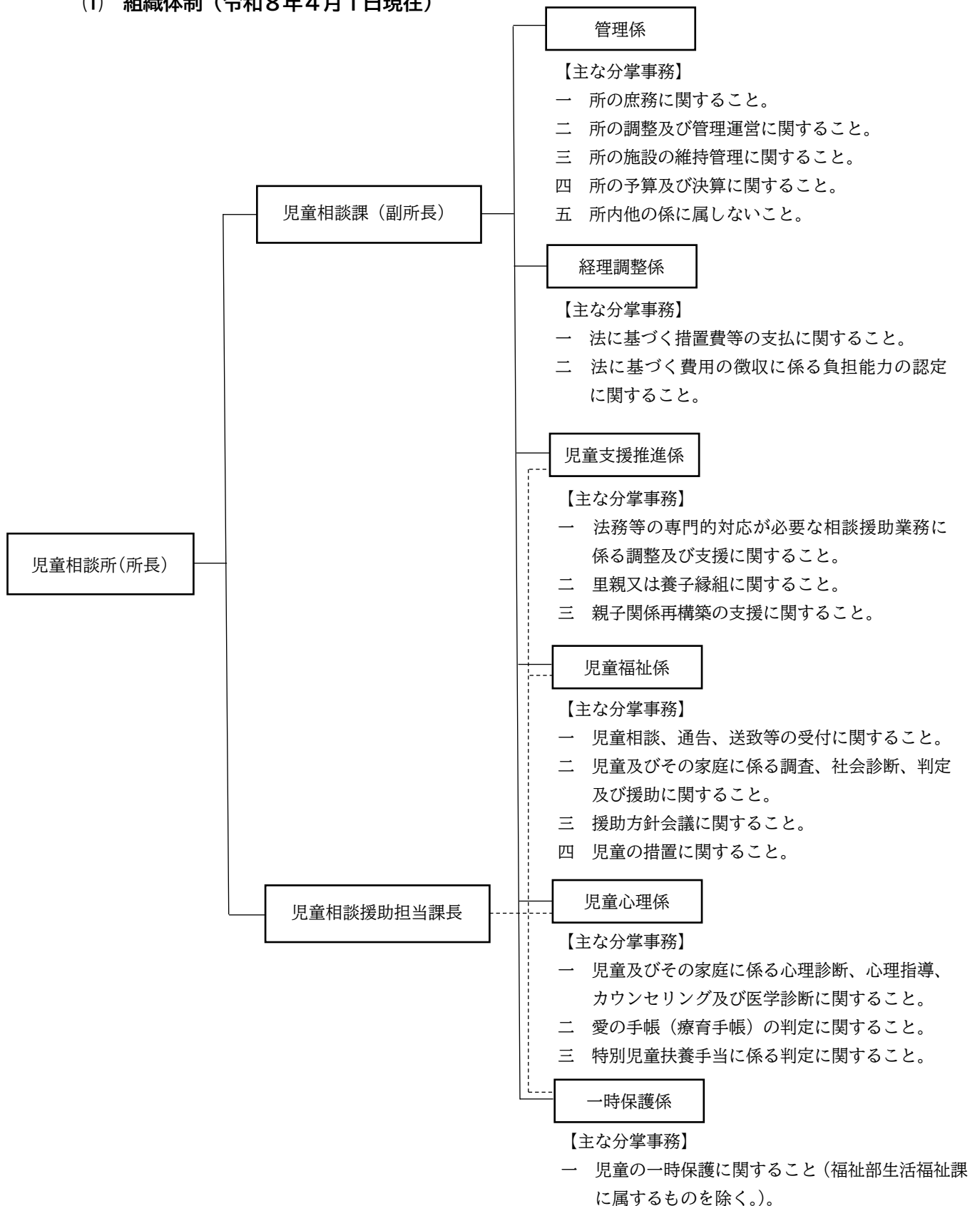
児童相談所の運営に当たっては、児童福祉法の理念に基づき、こどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、こども一人ひとりが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されることを基本としていきます。また、こども家庭支援センターとともに、区の児童相談所として地域住民、関係機関等と連携し、いかなる場面においても「こどもの最善の利益」を優先した支援を展開していきます。

4 児童相談所設置までの沿革

時期	できごと
昭和 61 年 2 月	「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を東京都及び特別区で合意
平成 20 年 6 月	第 13 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について、特別区へ移管する方向で検討することで一致
平成 24 年 2 月	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置
平成 25 年 11 月	区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承
平成 28 年 5 月	児童福祉法等の一部を改正する法律が公布
平成 28 年 6 月	区として児童相談所を開設する方針を決定
平成 28 年 11 月	区児童相談所設置表明
平成 31 年 3 月	「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」策定
令和 2 年 1 月	開設時期を令和 4 年度から令和 7 年度へ変更
令和 3 年 1 月	区児童相談所におけるこども家庭支援センター機能と児童相談所機能の明確化
令和 5 年 3 月	「(仮称) 文京区児童相談所運営計画」策定
令和 6 年 3 月	児童相談所設置市に係る国への政令指定要請
令和 6 年 7 月	本区を「児童相談所設置市」に指定する政令の閣議決定
令和 6 年 12 月	文京区児童相談所設置条例及び関係議案の可決
令和 7 年 4 月	文京区児童相談所開設

5 児童相談所の組織体制及び職員

(1) 組織体制（令和8年4月1日現在）



(2) 職員（令和8年4月1日現在） ※1※2

（単位：人）

	職種等	配置数	内訳	
			常勤職員	会計年度 任用職員等
児童相談所長	福祉	1	1	0
児童相談所副所長（児童相談課長）	事務	1	1	0
児童相談援助担当課長	福祉	1	1	0
管理係	事務	6	5	1
経理調整係	事務※3	7	6	1
児童支援推進係	福祉	2	2	0
	児童福祉司 SV※4	1	1	0
	児童福祉司	1	1	0
	心理	1	1	0
	保健師	2	2	0
	警察官	1	1	0
	親子関係再構築支援員	1	0	1
	里親対応専門員	1	0	1
児童福祉係	児童福祉司 SV	3	3	0
	児童福祉司	21	21	0
	一時保護委託付添協力員	2	0	2
	虐待対応調整員	1	0	1
	事務	1	0	1
児童心理係	児童心理司 SV※5	2	2	0
	児童心理司	7	7	0
	医師	8	0	8
一時保護係	児童指導員・保育士	36	36	0
	心理療法担当職員	1	1	0
	栄養士	2	1	1
	看護師	2	1	1
	学習指導員	2	0	2
	個別対応協力員	1	0	1
	夜間対応協力員	14	0	14
	事務	1	0	1
計		130	94	36

※1 他自治体からの派遣職員は含みません。 ※2 弁護士は、別途4人委嘱しています。

※3 措置費共同経理課派遣1人を含みます。

※4 児童福祉司 SV（スーパーバイザー）とは、児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行う児童福祉司のことです。

※5 児童心理司 SV（スーパーバイザー）とは、児童心理司等に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行う児童心理司のことです。

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子等に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談
障害相談		知的障害（愛の手帳 ^{※1} の相談を含む。）、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害等の障害に関する相談
非行相談	ぐ犯行為 ^{※2} 等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為 ^{※3} 等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※4} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、 ^{かんもく} 緘黙 ^{※5} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育里親、養子縁組里親、専門養育里親、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

※1 愛の手帳とは、知的障害児（者）が福祉サービス等を受けるために東京都が交付している療育手帳のことです。なお、児童相談所において申請の受付及び判定を実施しています。

※2 ぐ犯行為とは、保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為のことです。

※3 触法行為とは、14歳未満のこどもが行った刑罰法令に触れる行為のことです。

※4 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のことです。

※5 ^{かんもく}緘黙とは、話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面あるいは生活全般で話さない状態のことです。

(2) 援助の種類

① 措置によるもの

区分	内容
児童福祉司指導 (法 ^{※1} 第26条第1項第2号) (法第27条第1項第2号) (虐待防止法 ^{※2} 第11条第1項)	・ 複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、児童や保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させるなどの方法により、継続的に指導を行う。 ・ 不適切な養育を行った保護者に対して、改善を求めるために指導を行う。
児童委員指導 (法第26条第1項第2号) (法第27条第1項第2号)	・ 問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決が見込める事例に対し、児童委員に指導を依頼する。
訓戒・誓約書の提出 (法第27条第1項第1号)	・ 児童又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止しうる見込みのある場合に行い、書類を提出させる。
児童福祉施設入所 (法第27条第1項第3号) (法第27条の2) (法第31条)	・ 児童福祉施設^{※3}のうち乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (法第27条第2項)	・ 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するものに、児童を委託する。
里親、小規模住居型児童養育事業委託 (法第27条第1項第3号)	・ 児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」等の里親、若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託する。
区市町村送致 (法第26条第1項第3号)	・ 児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村に送致する。
福祉事務所送致・通知 (法第26条第1項第4号及び第5号) (法附則第63条の2) (法附則第63条の3)	・ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当であると認められる場合に、送致する。 ・ 妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等が適当であると認める者について、それぞれその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は区市町村の長に報告し、又は通知する。 ・ 15歳以上の児童について、障害者総合支援法による障害者支援施設の入所が適当である場合又は障害者のみを対象とする障害福祉サービスの利用が適当であると認める場合に、区市町村の長に通知する。

区分	内容
家庭裁判所送致 (法第 27 条第 1 項第 4 号) (法第 27 条の 3) (少年法第 3 条第 2 項) (少年法第 6 条の 7)	・ 家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。

※ 1 法とは、児童福祉法のことです。

※ 2 虐待防止法とは、児童虐待の防止等に関する法律のことです。

※ 3 児童福祉施設とは、「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター」のことです。

② 措置によらないもの

区分	内容
助言指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 1 回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童や保護者に対する指導。対象、目的、効果などを考慮し、電話、文書、面接など適切な方法で行う。
継続指導 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 複雑困難な問題を抱える児童や保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (法第 11 条第 1 項第 2 号二)	・ 他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けること並びにひとり親家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例においては、速やかに当該機関にあっせんを行う。
児童自立生活援助 (法第 33 条の 6) (法第 32 条第 1 項)	・ 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した者又はその他の者で、自立を図るため必要な場合において、その者から申し込みがあったときは、「児童自立生活援助事業所※」に入所させて、社会的自立に向けての援助を行う。

※ 児童自立生活援助事業所には、「自立援助ホーム（Ⅰ型）」、「母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（Ⅱ型）」及び「小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）又は里親（親族里親を除く。）の居宅（Ⅲ型）」があります。

③ 児童相談所での調査等において法に定められているもの

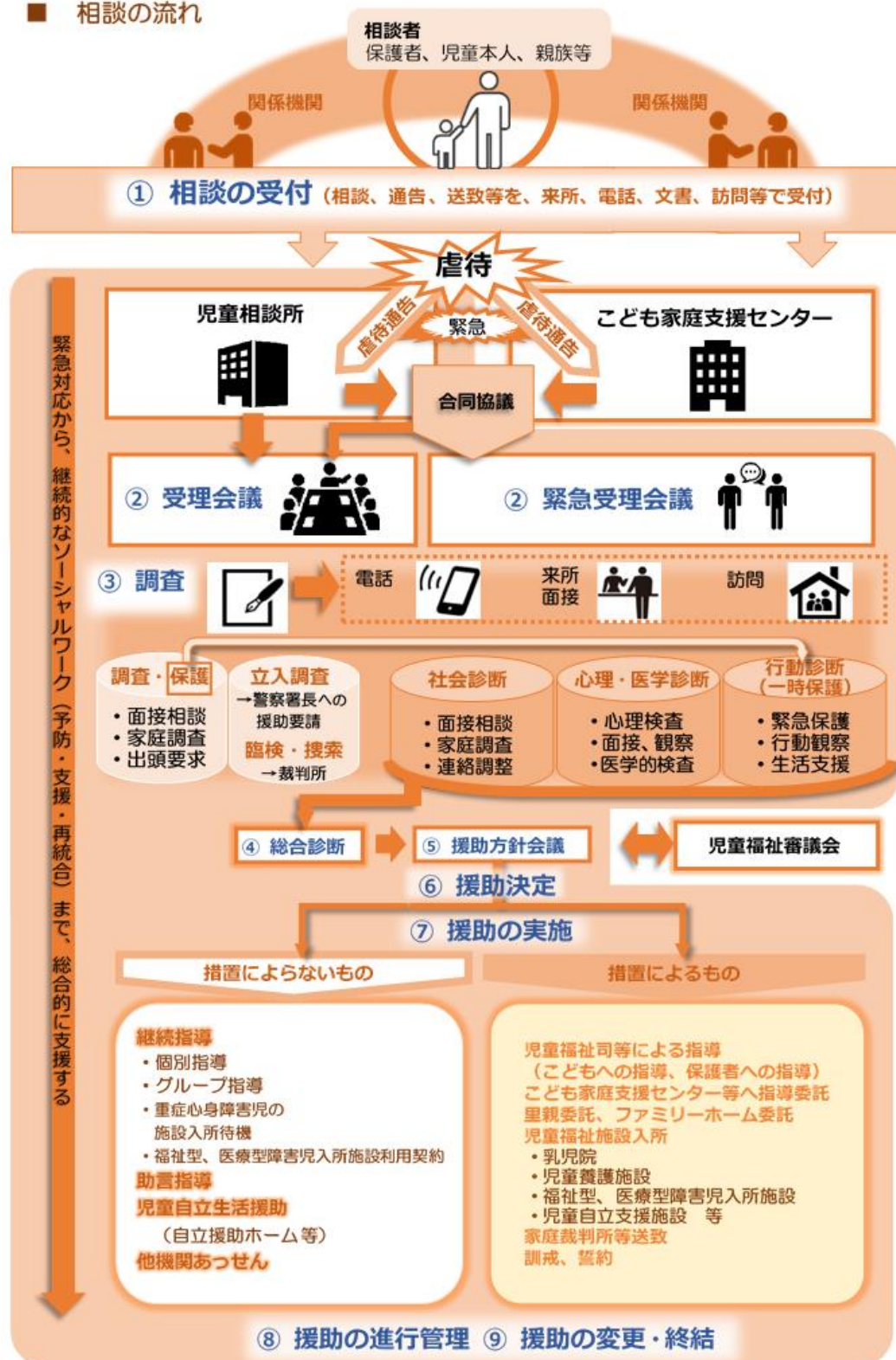
区分	内容
意見付与 (法第 24 条の 3 第 3 項)	・ 障害児入所給付費の要否に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (法第 28 条第 1 項及び第 2 項) (法第 33 条の 6 の 4) (法第 33 条の 7) (法第 33 条の 8) (法第 33 条の 9) (法第 33 条第 14 項) (民法第 834 条) (民法第 834 条の 2) (民法第 835 条) (民法第 840 条) (民法第 846 条)	・ 児童福祉施設等の入所承認及び更新の請求、特別養子適格の確認請求、親権喪失審判請求、親権停止の審判請求、管理権喪失審判請求、未成年後見人選任・解任、親権者の意に反する一時保護の 2 か月を超えることの承認等の請求を行う。
立入調査 (法第 29 条) (虐待防止法第 9 条第 1 項) (法第 61 条の 5)	・ 児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員、児童福祉司等は、児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。
一時保護・一時保護委託 (法第 33 条) (虐待防止法第 8 条)	・ 児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため児童を一時保護し、又は里親や児童福祉施設等へ一時保護委託をすることができる。
関係機関への協力要請 (法第 33 条の 3 の 2)	・ 入所措置等に関して、必要があると認められるときは、地方公共団体の機関、病院、医学に関する大学、児童福祉施設、学校、その他の関係者に対し、資料や情報の提供等、必要な協力を求めることができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法第 12 条)	・ 虐待を受けた児童が、施設入所等の措置又は一時保護が行われた場合、虐待を行った、又は行った疑いがある保護者に対して、児童が入所する施設の長及び児童相談所長は、面会又は通信を制限することができる。
同居児童の届け出 (法第 30 条)	・ 4 親等内以外の児童を一定期間同居させている者に対し、(区市町村長を経由して) 管轄の児童相談所へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のようなこどもの権利侵害が発生しないように児童の保護を図る。

区分	内容
所長の親権代行 (法第 33 条の 2) (法第 33 条の 8 第 2 項)	・ 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。 ・ 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求に係る児童（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中、児童福祉施設に入所中又は一時保護中の児童を除く。）に対して、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法第 8 条の 2)	・ 児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法第 9 条の 2)	・ 保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法第 9 条の 3)	・ 保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状の交付を受け、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
接近禁止命令 (虐待防止法第 12 条の 4)	・ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置がとられ、かつ当該児童虐待を行った保護者について児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所の付近を徘徊してはならないことを命ずることができる。

(3) 児童相談の流れ

児童相談所で受け付けた個々のケースについては、相談の受付、調査、各種相談、援助方針決定、具体的援助、終結まで、児童相談所としての組織決定を行い、以下のような流れで対応しています。

■ 相談の流れ



第2 事業の概況

1 相談状況

(1) 相談経路別受付状況

令和7年度の児童相談所における児童相談受付件数のうち、相談経路別では警察等からの相談が最も多く、家族・親戚、区市町村（こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門）と続いています。（単位：件）

相談経路		令和7年度
児童相談所※1		55
都道府県（児童相談所以外の部署）		0
区市町村	こども家庭センター等の児童福祉・母子保健部門	334
	その他	3
保育所		8
児童福祉施設※2		2
指定発達支援医療機関※3		0
児童家庭支援センター※4		0
認定こども園		0
警察等		489
家庭裁判所		1
保健所及び医療機関	保健所	0
	医療機関	22
学校等	幼稚園	2
	学校	57
	教育委員会等	9
里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）		0
児童委員（通告の仲介を含む）		1
家族・親戚		406
近隣・知人		114
児童本人		36
その他		85
計※5		1,624

※1 児童相談所には、他児童相談所（指定都市・中核市・特別区設置分を含む。）からの通告等ケースを計上しています。

※2 児童福祉施設には、保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センターを含みません。

※3 指定発達支援医療機関とは、発達障害や発達の遅れがあるこどもが、専門的な医療やりハビリテーションを受けられる、国や自治体から指定を受けた医療機関です。

※4 児童家庭支援センターとは、専門的な相談対応に加え、児童相談所からの指導委託等を行う法人等による児童福祉法第44条の2に基づく機関です。

※5 東京都児童相談センターより引き継いだケース(271件)を含んでいます。

(2) 相談内容別受付状況

令和7年度の児童相談所における児童相談受付件数のうち、相談内容別では、養護相談（児童虐待相談）が最も多く、障害相談、育成相談と続いています。

（単位：件）

相談内容		令和7年度
養護相談	児童虐待相談	1,236
	その他の相談※	108
保健相談		0
障害相談		116
非行相談	ぐ犯行為等相談	23
	触法行為等相談	19
育成相談		109
その他の相談		13
計		1,624

※ 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子等に関する相談を計上しています。

(3) 相談種別判定状況

令和7年度の児童相談所における児童相談種別判定※件数は、養護相談（児童虐待相談）が最も多く、その他の相談、障害相談と続いています。

（単位：件）

判定種別		令和7年度
養護相談	児童虐待相談	906
	その他の相談	82
保健相談		0
障害相談		107
非行相談	ぐ犯行為等相談	21
	触法行為等相談	17
育成相談		79
その他の相談		125
計		1,337

※ 相談種別判定とは、児童相談所における援助方針会議等の判定会議において、決定された相談種別のことです。

(4) 警察からの児童通告

令和7年度の区内警察署からの児童通告件数は、349件でした。

(単位：件)

	令和7年度
児童通告件数	349 (うち身柄付き通告※65)

※ 身柄付き通告とは、警察が発見・保護した児童について、その身柄とともに児童相談所に連絡、引き渡す通告のことです。

2 虐待相談対応状況

(1) 相談種類別対応状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数※のうち、虐待相談の種類別では心理的虐待が最も多く、身体的虐待と続いています。

※ 児童虐待相談対応件数とは、児童相談所で受け付けた相談のうち、支援方針を決定した件数のことです。

(単位：件)

虐待の種類	令和7年度
身体的虐待	249
性的虐待	3
心理的虐待	555
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	99
計	906

(2) 年齢別対応状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、被虐待者の年齢別においては、9歳が最も多く、13歳、7歳と続いています。

(単位：人)

	令和7年度		
	男	女	計
0歳	18	23	41
1歳	21	38	59
2歳	21	17	38
3歳	34	22	56
4歳	20	18	38
5歳	25	24	49
6歳	28	23	51
7歳	35	30	65
8歳	34	21	55
9歳	28	42	70

(単位：人)

	令和7年度		
	男	女	計
10歳	31	25	56
11歳	32	22	54
12歳	33	20	53
13歳	36	32	68
14歳	16	22	38
15歳	22	24	46
16歳	15	16	31
17歳	11	19	30
18歳以上	4	4	8
総計	464	442	906

(3) 援助の種類別対応状況

令和7年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、対応種別については、継続指導が最も多く、助言指導、児童福祉司指導と続いています。

(単位：件)

対応種別	令和7年度
助言指導	356
継続指導	377
他機関あっせん	30
児童福祉司指導	152
指導・指導委託 児童家庭支援センター	0
区市町村指導委託	0
区市町村送致	0
児童福祉施設入所	43
指定発達支援医療機関委託	0
里親委託	7
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	0
児童自立生活援助の実施	0
家庭裁判所送致	0
障害児入所施設等への利用契約	0
その他※1	27
計※2	992

※1 「その他」には、調査の結果、情報等が少なく児童が特定できない場合や、レスパイト・ケア（里親等の一時的な休息のための援助）を利用する場合等を含んでいます。

※2 1件の相談につき複数の対応を行った場合には、重複して計上しています。

3 相談援助の概況及び一時保護状況等

(1) 児童福祉司の業務

こどもの健全育成と権利擁護を担う専門職であり、こどもや保護者からの相談に応じ、虐待対応を含む調査、社会診断、指導、各種措置を行います。また、関係機関と連携し、個々のこどもと家庭に寄り添った支援を提供します。

(2) 児童心理司の業務

検査や面接、観察等の心理学的手法を用いて、こどもとその家族に対して心理学的アセスメントを行います。さらに、児童福祉司や児童指導員等の多職種と連携し、援助方針を定め、こどもや家族、関係機関に働きかけます。また、医師とも協力関係を深めながら、医学診断の連絡調整を行う役割も担っています。

障害相談の判定業務については、以下のとおりです。

① 愛の手帳の判定について

(単位：件)

	令和7年度
判定件数	77

② 特別児童扶養手当について

(単位：件)

	令和7年度
判定件数	6

※ 必要な方に「愛の手帳『総合判定区分』確認証明書」を発行しています。

(3) 医師の業務

8人の医師（小児科医・児童精神科医）が児童の心身の発達や行動上の問題について、医学知見に基づいた助言を行っています。

医師の主な活動内容は、以下のとおりです。

- ・ 児童及び保護者との面談
- ・ 愛の手帳の医学診断
- ・ 一時保護児童の健診
- ・ ソーシャルワークにおける児童や保護者への理解を深める、職員へのコンサルテーションやミニカンファレンスの実施

(単位：件)

	令和7年度
医学診断・医療相談等	296

また、小石川歯科医師会の協力のもと、一時保護児童の歯科健診（月１回）を行っています。

（単位：人）

	令和７年度
受診児童数（延べ）	32

(4) 保健師の業務

児童福祉司、児童心理司、医師、看護師等の所内の多職種間での協働のもと、公衆衛生及び予防的視点を踏まえ、以下の活動を行っています。

- ・ こどもの健康、発達に関するアセスメント
- ・ こども及び保護者の健康管理と保健指導
- ・ 保健、医療機関等との連絡調整及び連携強化

(5) 法的対応業務

嘱託弁護士４人を配置し、弁護士が来所して実施する定例の法律相談と、適宜メール又はオンラインによる臨時法律相談の機会を設け、法的知識を要する業務に対応しています。

嘱託弁護士の主な活動内容は、以下のとおりです。

- ・ 援助方針会議への出席
- ・ 児童相談所の支援方針に係る確認や助言
- ・ 個別のケースに係る法律相談
- ・ こどもや保護者への法制度に係る説明のための面接同席
- ・ 家事審判申立ての受任

（単位：件）

	令和７年度
個々のケースに係る法律相談件数	215
家事審判申立て※件数	7

※ 家事審判申立てとは、児童福祉法等に基づき、児童相談所長が家庭裁判所に承認等を求めて行う申立てのことです。

さらに、令和７年６月から導入された一時保護開始時の司法審査制度については、導入前のシミュレーションの実施、裁判所や都・特別区児童相談所との連絡会での調整、嘱託弁護士との確認等により、対応しています。

（単位：件）

	令和７年度
一時保護状請求件数	18

(6) 警察との連携

相談援助業務を円滑に実施できるよう、警視庁から派遣された警察官が、虐待相談や非行相談等、配慮を要する事例への対応を見守り等とともに進めています。

また、警察との日常的な情報共有、定期的な意見交換会や研修等を実施し、児童虐待対応の連携強化を図っています。

(7) 一時保護の状況

令和7年度の文京区一時保護所で保護した児童数は、合計96人でした。

また、他の施設等※に一時保護を委託した児童数は、合計46人でした。

(単位：人)

	令和7年度
文京区一時保護所	96
一時保護委託	46
計	142

※ 病院や乳児院、児童養護施設、里親、他自治体一時保護所等があります。

① 文京区一時保護所

ア 一時保護児童数※

令和7年度の文京区一時保護所の入所児童数の合計は96人となっており、内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

	令和7年度
幼児	18
学齢男子	38
学齢女子	40
計	96

※ 一時保護児童数には他児童相談所からの一時保護委託の受託人数4人を含みます。

イ 相談種類別一時保護の状況

相談種類別一時保護の状況は養護相談（児童虐待相談）が最も多くなっています。

(単位：人)

		令和7年度
養護相談	児童虐待相談	71
	その他の相談	7
障害相談		0
非行相談		8
育成相談		10
その他		0
計		96

ウ 退所人数と退所先

退所人数の合計は 91 人となっており、退所先は帰宅（保護者・保護者以外の親族）が最も多くなっています。

（単位：人）

	令和 7 年度
児童福祉施設入所	4
里親委託	0
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託	0
自立援助ホーム入所	0
他児童相談所・機関に移送	7
家庭裁判所送致	0
帰宅（保護者・保護者以外の親族）	67
その他	13
計	91

エ 退所児童平均保護日数・平均日数

退所児童の平均保護日数は 1 日～10 日の 36 人が最も多く、平均日数は 42.0 日となっています。

	1 日 ～10 日	11 日 ～30 日	31 日 ～60 日	61 日 ～120 日	121 日 以上	計	平均日数
令和 7 年度	36 人	15 人	16 人	15 人	9 人	91 人	42.0 日

② 一時保護委託

令和 7 年度の文京区児童相談所の一時保護委託数の合計は 46 人となっています。

（単位：人）

	令和 7 年度
一時保護委託数	46
一時保護委託解除数	42

4 児童福祉施設入所等の状況

(1) 施設の種類の

	施設概要
乳児院	保護者がいない、又は家庭で養育ができない乳幼児を養育する施設
児童養護施設	保護者がいない、又は家庭で養育ができないこどもを養育する施設
障害児入所施設	障害のあるこどもを入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び自立に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設（医療型障害児入所施設は、治療を含みます。）
児童心理治療施設	心理的・精神的問題を抱え、社会生活の適応が困難となったこどもに心理治療を行う施設
児童自立支援施設	行動上の問題から生活指導等を要するこどもに、こどもの状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設
自立援助ホーム （児童自立生活援助事業所Ⅰ型）	自立を目指す義務教育を終了したこども等に、相談、日常生活上の援助、生活指導及び就業の支援を行う施設

(2) 入所児童数

令和8年3月31日現在、48人が児童養護施設や里親の居宅等で生活しています。

（単位：人）

	令和7年度
乳児院	6
児童養護施設	26
障害児入所施設等※	6
児童心理治療施設	0
児童自立支援施設	1
児童自立生活援助事業所Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型	4
里親	4
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	1
計	48

※ 指定発達支援医療機関を含みます。

(3) 利用契約による障害児入所施設等の状況

令和8年3月31日現在、6人が障害児入所施設等に利用契約（保護者の申請に基づく契約）で入所しています。なお、利用契約の可否については、児童相談所による確認が必要となります。

（単位：人）

	令和7年度
障害児入所施設等	6

5 里親支援の状況

(1) 里親制度

里親制度は、社会的養護の制度の一つで、さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する、児童福祉法に基づいた「こどものための」制度です。

里親の種類	内容
養育里親	養子縁組を目的とせず、こどもが家族のもとに戻るまでの間や自立するまでの間、養育をします。預かる期間はこどもや家族の状況により様々です。
専門養育里親	養育里親のうち、児童虐待、非行、障害等の理由で専門的な援助を必要とするこどもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組を結ぶことを前提として、こどもを養育する里親です。養子縁組が成立するまでの間、里親としてこどもを養育します。
親族里親	両親等、こどもを監護する者が死亡、行方不明、入院等で養育できない場合に、扶養義務のある祖父母等の親族がこどもを養育する里親です。

(2) 里親の登録状況

(単位：家庭)

	令和7年度 (年度当初)	令和7年度 (年度末)
養育里親	8	8※
専門養育里親	0	0
養子縁組里親	8	12※
親族里親	1	0

※ 養育里親8家庭は、養育里親のみ登録しています。

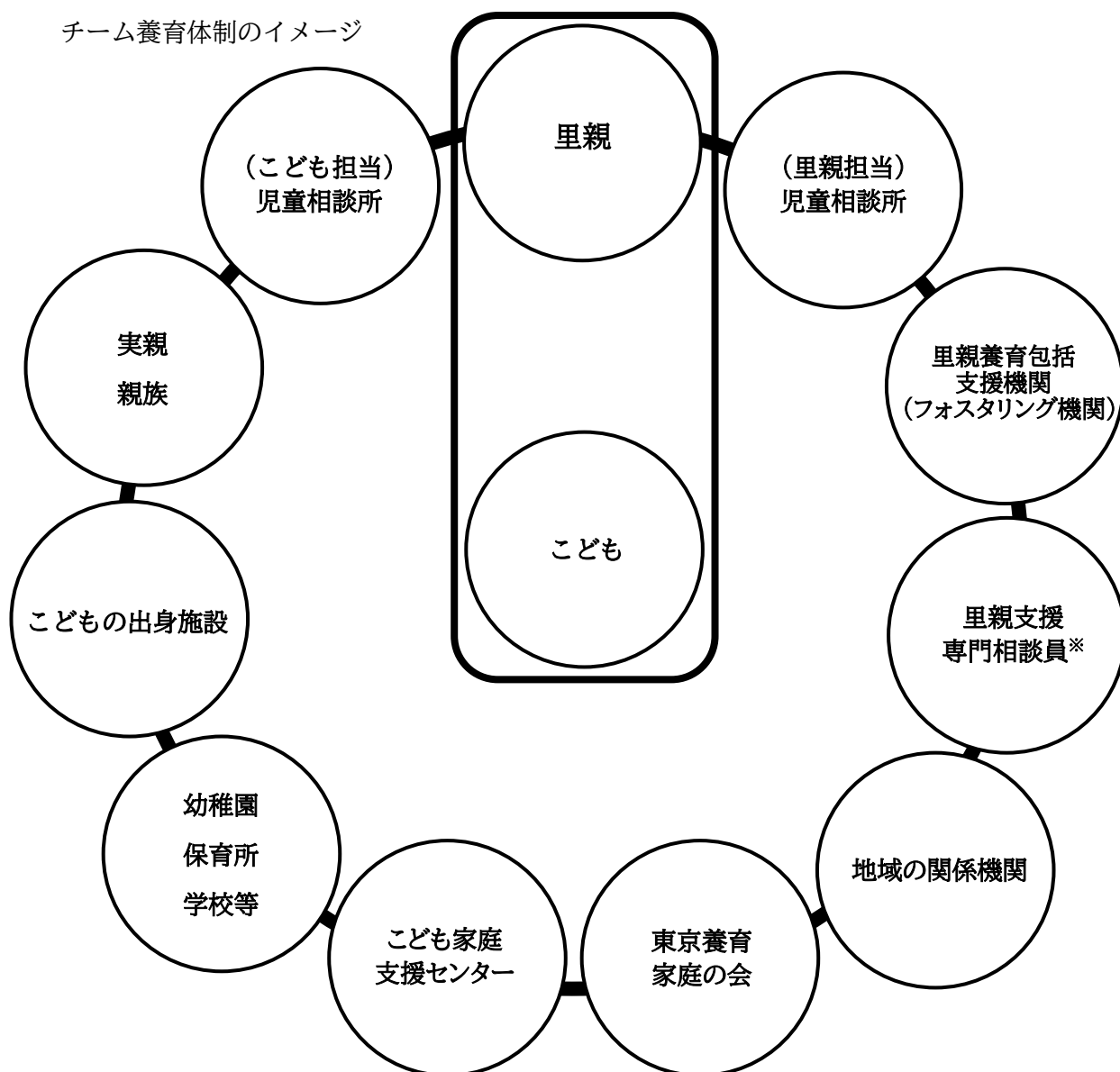
これとは別に、養子縁組里親12家庭のうち5家庭が、養育里親としても活動ができるよう、養子縁組里親と養育里親の両方に登録しています。

(3) 里親支援の業務体制

児童相談所に里親担当児童福祉司及び里親対応専門員を配置するとともに、里親支援を総合的に推進する体制強化のため、里親養育包括支援事業を社会福祉法人二葉保育園に委託し、児童相談所が全体総括を行いながら、日常的に児童相談所と委託先が連携して、里親支援を行っています。

また、里親と児童相談所、里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）、乳児院、児童養護施設、学校、保育所等の関係機関がチームを組みながら里親養育を行う「チーム養育」の体制で、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努めています。

チーム養育体制のイメージ



※ 里親支援専門相談員とは、児童養護施設や乳児院に里親等を支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所やフォスタリング機関等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親やこども等を支援する相談員のことです。

(4) 里親支援業務の取組状況

① 里親制度の普及促進、里親のリクルート

ア 主催事業及び参加した事業（主なもの）

時期	事業名	内容
毎月	里親制度説明会	里親を希望する方、里親制度等について知りたい方への説明会
7月	文京朝顔・ほおずき市	制度説明チラシ・グッズ配布
9月	子育てフェスティバル	里親ブースの設置 パネル展示 制度説明チラシ・グッズ配布
10月	里親体験発表会	里親・元委託児童による体験発表 制度説明チラシ・グッズ配布 YouTube 動画制作
11月	児童虐待防止推進月間・ 里親月間企画展	里親ブースの設置 パネル展示 制度説明チラシ・グッズ配布
2月	日向ぼっこ展覧会	里親ブースの設置 パネル展示 制度説明チラシ・グッズ配布

イ 掲示・配布等による広報

（ア） 区の機関や福祉・教育・医療関係機関、地域（小売店、銭湯、駅の構内等）での広報物の掲示・配布

（イ） 区の媒体（区報、SNS、ケーブルテレビ）での広報

② 里親登録に関する手続き

訪問調査や児童福祉審議会里親部会への諮問等各種手続きを行い、4家庭の新規登録、1家庭の登録更新につながりました。

③ 里親に対する研修

ニーズや課題等に基づいた個別プログラムを策定するとともに、以下の研修を実施しました。

研修名	令和7年度		
	開催回数	開催月	参加家庭数
登録前研修	3回	5～6月	3家庭
		9月	
		1月	
乳児委託研修	3回	6月	4家庭
		10月	
		2月	
登録後研修	4回	7月	3家庭
		8月	
		12月	
		3月	
受託後研修	1回	1月	1家庭
登録更新時研修	1回	11月	1家庭
スキルアップ研修	1回	3月	3家庭
乳児院での養育体験	3回	10月	3家庭
		12月	
		2月	

④ こどもと里親のマッチング支援

一時保護や措置委託が必要なこども、養子縁組の候補となるこどもについて、里親との連絡調整等を丁寧に行いました。

⑤ 里親養育への支援

委託前から委託中、委託解除後における里親養育への支援として、里親への電話や家庭訪問、同行支援、関係機関調整、自立支援計画の作成、相互交流の場の提供等を行いました。また、委託中及び委託解除後のこどもについても、電話や家庭訪問、同行支援、関係機関調整、相互交流の場の提供や研修の実施等を行いました。

⑥ 養子縁組に関する相談支援

養子縁組成立前の里親委託中だけでなく、特に養子縁組成立後の支援として、研修の実施や、相互交流の場の提供等を行いました。

⑦ 里親委託等推進委員会の開催

関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親や学識経験者等の外部委員も参画した里親委託等推進委員会を2回開催しました。

(5) 児童自立生活援助事業Ⅲ型

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等に対する事業です。生活指導や相談その他の日常生活上の援助を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とするものです。

Ⅲ型は、当該事業を里親等の家庭的な環境の中で行う事業で、令和7年度末時点では1事業者が登録しています。

6 各種事業

(1) 親子関係再構築支援事業

こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていくことを目的として、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組んでいます。

親子関係再構築支援員を含むチームによる当事者参加型応援ミーティング等、家族の状況や課題等に応じた多様な形での支援を行っています。

(2) メンタルフレンド事業

① メンタルフレンドについて

メンタルフレンドは、こどもや家族に寄り添ってサポートする、有償ボランティアです。こどもにとって親しみやすい存在となり、児童相談所等での交流を通じて、こどもの健やかな心身の成長を支援していきます。

② メンタルフレンドの要件

- ・ 東京都内に在住していること又は文京区内に在勤・在学であること。
- ・ おおむね 18 歳以上 30 歳未満であること。
- ・ 児童福祉に関心と情熱を持ち、大学若しくは大学院において、社会福祉学、教育学、心理学等を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を履修しており、又は当該学科若しくは当該課程を修めて卒業していること。

7 DX 推進施策に係る取組

(1) 常時接続テレビ会議システムの導入

児童相談所及びこども家庭支援センターに設置している、常時接続テレビ会議システムにより、虐待に関する通告や相談を受けた場合、速やかに合同で緊急受理会議を開催し、迅速に対応できる体制を整えています。

(2) 公用携帯電話（内線スマートフォン）の導入

公用携帯電話（内線スマートフォン）を配備しました。場所を選ばず迅速に所内で内線通話ができることに加え、外出先からも連絡することができるため、円滑に連絡を取り合うことが可能になります。

(3) 児童相談業務支援ツール（専用タブレット端末）のモデル試行

閉域回線を利用したアプリ及びチャット機能により、訪問先の職員と所内職員間で迅速かつ確実に情報共有を行い、的確な現場判断を実現します。

また、面接や会議の際、タブレット端末を用いて、その場で記録を作成することで、記録作成の作業時間を削減でき、本来の相談援助業務に注力する時間を十分に確保することにつながります。

8 こどもの権利擁護

(1) 文京区一時保護所における取組

① こども会議の実施

こどもの意見表明権を保障するため、月1回程度、所内でこども会議を実施しています。会議は、「こども会」と「こどもサミット」の2部制とし、「こども会」では、入所児童と職員が温かい雰囲気の中、意見を出し合う機会としています。また、「こども会」で出た意見をより深く議論する機会として、こどもたちの希望に応じて「こどもサミット」を実施しています。

② 意見箱の設置

こどもにとっては職員に直接意見を伝えるにくいこともあるため、入所時にあらかじめ意見を書き込める用紙を渡し、各居室に設置された意見箱に投函できる仕組みを整備しています。

③ アンケートの実施

入所中や退所時にこどもたちに匿名のアンケートを実施し、そこで出された要望などを一時保護所の運営に活かしています。

④ 一時保護所のしおり

入所時面接において、「一時保護所のしおり」を用いた説明を行います。一時保護所での生活や権利擁護について、こどもたちの理解が深まることを目的としています。

⑤ 通学支援

こどもの希望を確認の上、一時保護所からの通学が可能と判断された場合には、在籍校等との調整を行います。通学には職員による付添いなど、こどもが安全に通学できるよう、必要な支援を実施しています。

(2) 児童相談所が関わるこどもの権利擁護に係る取組

○ こどもの意見表明等支援事業

こどもの福祉に関し専門的な知識や技能を有するこどもの意見表明等支援員が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握し、それを勘案して児童相談所等との連絡調整を行うこどもの意見表明等支援事業を実施しています。

本事業は、令和7年10月より文京区一時保護所を対象に開始しており、今後は里親家庭等への周知啓発活動を行っていきます。

実施状況	令和7年度
こどもの意見表明等支援員訪問人数（延べ）	29人
面接を実施した児童数（延べ）	31人
意見表明件数	25件

(3) 施設や里親のもとで暮らすこどもへの取組

① こどもの権利ノート

児童養護施設等に入所が決まったこどもに対して担当の児童福祉司が「こどもの権利ノート」を活用し、こども自身の権利について説明をします。

本ノートには、こどもが児童養護施設、里親等で生活する際に守られる権利のほか、こども自身が権利侵害を受けたときの相談先が記載されており、併せて相談用のはがきも配付しています。

② 児童養護施設、里親等に係る被措置児童等虐待対応

被措置児童等虐待（施設職員等による入所しているこども等への虐待）に係る通告、届出を受けた場合は、施設等を所管する自治体が、速やかに当該被措置児童の状況の把握、虐待事実の確認等を行います。被措置児童等虐待が疑われるこどもへの対応は、児童福祉司や児童心理司が連携を図り、こどもの聞き取りから心理的ケアまで行います。

なお、区内の施設等で事案が発生した場合は、こども未来部こども若者政策課及びこどもの権利擁護調査員が施設等への対応を行います。

（単位：件）

被措置児童等虐待の発生件数	令和7年度
区が所管する施設等※	0
その他の施設等（区外）	1

※ 一時保護所、里親、社会的養護関係施設等（児童自立生活援助事業、こどもの意見表明等支援事業）があります。

③ 児童福祉審議会こどもの権利擁護部会への意見聴取

こどもの権利を擁護するために、児童相談所が決定する措置（施設入所等）がこどもや保護者の意向と一致しない場合等においては、児童福祉審議会こどもの権利擁護部会に対して意見聴取を行っています。

意見聴取状況

（単位：件）

審議	令和7年度	
	適当	不適當
児童又は保護者の意向と一致しない事例	5	0
児童相談所長が必要と認めた事例	1	0

9 児童相談所と地域の関わり

(1) 文京区要保護児童対策地域協議会の取組

文京区要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」といいます。）は、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の支援及び関係機関同士の情報交換や共有化を図っています。こども家庭支援センターが調整機関となり、児童相談所、保健サービスセンター、学校等の教育機関、保育所や警察など、こどもやその家族に係る関係機関で構成されています。

要対協は代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層に分かれ必要に応じて会議が開かれています。児童相談所は、令和7年4月の開設時より要対協の構成員として参加し、こどもを地域全体で守るセーフティネットの一翼を担っています。

(2) 各関係機関との連携状況

① こども家庭支援センターとの連携

ア 合同緊急受理会議の開催

児童相談所やこども家庭支援センターが虐待に関する通告や相談を受けた場合、常時接続テレビ会議システム等を用いて速やかに合同で緊急受理会議を開催します。ケースの主担当・役割分担・虐待の種別やアセスメントを協議し、共有を図り、初動調査内容を確認します。また、必要に応じて家庭訪問の同行や面接の同席を行っています。

イ ネットワーク会議や虐待進行管理会議の実施

切れ目のない支援の提供と虐待の早期発見・早期介入の強化、専門性と役割分担の確認を目的として、ネットワーク会議や虐待進行管理会議を定期的に行っています。

ウ 虐待リスクアセスメントの相互利用

国が作成した「一時保護決定のためのアセスメントシート」を使い、虐待のリスクの標準化を図り、両機関の間で虐待の重症度の差異が生じないように取り組んでいます。

② 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携

四者協議会（民生委員・児童委員、学校、児童相談所、こども家庭支援センター）や主任児童委員部会において、各種事業の説明や関係機関との情報の共有化を図っています。

③ 教育センターとの連携

児童相談所、こども家庭支援センター及び教育センターで、年3回定例会を開き、各機関の役割確認、被虐待児童や不登校児童への対応方法等の意見交換を行っています。また、研修等を開催し、各機関の機能等に対する相互理解を深めています。

10 人材育成

(1) 各種研修

児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員の専門性と対応力の向上のため区内外の機関において、専門的人材を育成する研修を受講できる体制を整備しています。令和7年度に受講した主な研修は、以下のとおりです。

① 所内研修（内部講師）

（単位：回）

	研修名	開催回数
1	新任・異動職員向け研修（施設見学含む）	25
2	虐待死事件を風化させない取組	2
3	テーマ別ミニ講義	8
4	初期調査面接研修	2
5	司法面接（事実確認） NICHHD プロトコル基本編	1
6	CARE TM 専門家向けワークショップ	6
7	ドクターカンファレンス	6
8	一時保護所はじめてハンドブック研修	18
9	児童相談所長による職員アドバイス（所長メッセージ）	12

② 所内研修（外部講師）

	研修名	講師
1	児童対応の引き出しを増やそう！	国立武蔵野学院附属人材育成センター研修課 相澤 林太郎
2	「子どもの意見表明権等支援」について学ぶ	文京区こどもの権利擁護事業アドバイザー 井上 保男・長谷川 愉
3	生活におけるケアとはなにか	児童養護施設 旭児童ホーム 内海 新祐
4	「民法の改正に伴う共同親権」について学ぶ	那須・本間法律事務所 弁護士 山平 喜子
5	自傷行為のある児童の事例検討	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 子どもと家族のメンタルクリニック やまねこ 菊池 祐子
6	PCIT フォローアップ研修	日本 PCIT 研修センター 加茂 登志子
7	WISC-V 事例スーパーバイズ研修	公認心理師 大六 一志
8	一時保護所職員施設実習	実習先施設※ 施設長等

※ 実習先施設には、児童養護施設や他自治体児童相談所があります。

③ 特別区職員研修所共同研修

	研修名
1	児童福祉司任用前講習会
2	児童福祉司任用後研修
3	児童福祉司（基礎）Ⅰ・Ⅱ
4	児童福祉司（応用）Ⅰ・Ⅱ
5	指導教育担当児童福祉司任用前研修
6	児童心理司（基礎）Ⅰ・Ⅱ
7	児童心理司（応用）Ⅰ・Ⅱ
8	児童心理司リーダー研修
9	一時保護施設職員Ⅰ・Ⅱ
10	一時保護施設管理者及び指導教育担当職員研修
11	児童虐待への対応
12	司法面接
13	面接技法フォローアップ研修
14	動機づけ面接
15	保護者支援プログラム実践者養成研修
16	児童相談所関連トピックス：ネット依存・ゲーム障害、自傷、0D～虐待を受けた子どもたちが抱える様々な困難
17	児童相談所関連トピックス：非行少年と向き合う
18	児童相談所関連トピックス：「立入調査」「臨検・捜査」訓練
19	子どもの権利擁護
20	児童相談所関連トピックス：共同親権から考える ～親と子のつながりと支援の実際～
21	特別区児童相談所実務者研修会
22	こども家庭センター職員（基礎）
23	子どもの発達障害
24	発達障害支援（演習）
25	中堅層強化
26	子ども家庭福祉行政組織運営研修
27	先進的取組の共有

④ 外部機関等の専門研修

	研修名	主催機関
1	児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター
2	2025 年度テーマ別研修 死亡事例から学ぶ	子どもの虹情報研修センター
3	一時保護施設指導者研修	西日本こども研修センターあかし
4	児童相談所メタスーパーバイザーブロック研修	西日本こども研修センターあかし
5	児童福祉司 SV 任用前の職員層対象モデル研修	こども家庭庁支援局虐待防止対策課
6	テーマ別研修：家庭養育（里親養育）における児童相談所の役割	こども家庭庁支援局虐待防止対策課
7	養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修	こども家庭庁支援局虐待防止対策課
8	医療機関における児童虐待対応のポイント	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
9	児童虐待の所見について ～不自然なキズと記録の残し方～	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
10	一時保護の司法審査の運用について	東京都児童相談センター
11	模擬個別ケース検討会議研修	東京都児童相談センター
12	新任児童心理司研修	東京都児童相談センター
13	令和7年度面接スキルトレーニング	東京都児童福祉人材トレーニングセンター
14	性犯罪・性暴力被害者支援のための医療従事者向け研修	東京都総務局人権部人権施策推進課
15	令和7年度前期・後期精神保健福祉研修	東京都立精神保健福祉センター
16	令和7年度児童相談所職員研修	国立武蔵野学院附属人材育成センター
17	家庭養育（里親養育）における児童相談所の役割	国立武蔵野学院附属人材育成センター
18	社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会	国立武蔵野学院附属人材育成センター
19	施設アセスメント研修（第1回～第3回）	東京都立萩山実務学校
20	講演会「対応に苦戦する保護者への理解」	特別区長会事務局
21	虐待被害児診察技術研修	港区児童相談所
22	関係機関向け研修①～③	港区児童相談所

	研修名	主催機関
23	WISC-V 研修 解釈基礎編	板橋区子ども家庭総合支援センター
24	WISC-V 研修 解釈応用編	板橋区子ども家庭総合支援センター
25	TF-CBT コンサルテーション	中野区児童相談所
26	Child First 復習会	中野区児童相談所
27	要保護児童対策協議会実務者会議 スーパーバイズ研修（第1回～第5回）	文京区こども未来部こども家庭支援センター
28	ひきこもり支援従事者養成研修	文京区福祉部生活福祉課
29	児童虐待防止研修	国立保健医療科学院
30	PTSD 対策専門研修 A～C コース	国立精神・神経医療研究センター
31	第15回災害時 PFA と心理対応研修	国立精神・神経医療研究センター
32	CVPPP トレーナー養成講座	国立精神・神経医療研究センター
33	CVPPP トレーナー養成講座	東京都立小児総合医療センター
34	サインズ・オブ・セーフティ集会 （ギャザリング）	SIGNS+（さいんずぶらす）
35	令和7年度 RIFCR™（リフカー）研修	チャイルドファーストジャパン
36	拡大司法面接研修	チャイルドファーストジャパン
37	CARE ファシリテーター研修	CARE-Japan
38	第15回 PCIT-Japan & CARE-Japan 合同 研究会「アタッチメント」（オンライン）	PCIT-Japan、CARE-Japan
39	TF-CBT イン트로ダクトリートレーニン グ（オンライン）	こころのケアとレジリエンス研究所
40	AF-CBT 包括的トレーニング 2025	大正大学カウンセリング研究所
41	問題行動への支援	発達協会
42	愛着や発達の課題を抱えた子どもたち の理解と対応	発達協会
43	発達障害・専門講座Ⅱ コミュニティ ー・レジリエンスをはぐくむー言語以前 のこころの問題へのアプローチ	明治安田こころの健康財団
44	子ども・専門講座8 社会的養育におけ るアタッチメントの理解と実践 ～Watch Me Play!の実際と可能性～	明治安田こころの健康財団
45	乳幼児のためのライフストーリーワー クセミナー	社）無憂樹
46	生活の中のライフストーリーワーク	社）無憂樹

	研修名	主催機関
47	フォスタリングチェンジ・プログラム ファシリテーター養成講座	社) 無憂樹
48	ライフストーリーワーク困難な事例の ケース検討②	社) 無憂樹
49	児童相談所・里親業務担当者研修	家庭養育支援機構
50	複雑性トラウマを経験した子どもたち への支援	早稲田大学社会的養育研究所
51	アタッチメントに課題のある子どもと 里親の対応	日本財団
52	指導者のための避妊と性感染症予防セ ミナー	日本家族計画協会
53	子どもの食育支援研修	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
54	支援者支援コーディネーター養成講座: 基礎講座	コドケン
55	公開講座・第2回支援者支援研究会 (オンライン)	コドケン
56	第50回全国児童相談研究セミナー	全国児童相談研究会
57	第1回児童相談所一時保護施設研究会・ 全国研修会	全国児童相談所一時保護所研究会
58	令和7年度養育・権利擁護セミナー	全国児童養護施設協議会
59	全国児童養護問題研究会第52回全国大 会	全国児童養護問題研究会
60	日本子ども虐待防止学会第31回学術集 会	日本子ども虐待防止学会
61	日本トラウマティック・ストレス学会第 24回学術総会	日本トラウマティック・ストレス学会
62	日本LD学会第34回大会	日本LD学会
63	日本集団精神療法学会第43回学術大会	日本集団精神療法学会
64	箱庭制作実習研修会	日本箱庭療法学会
65	2025 年夏季講演会 困難な子どもと触 れ合うことで見える子どもの自殺対策 (オンライン)	日本自殺総合対策学会

(2) 支援者支援

児童相談所職員が自信や安心感を持ちながら相談援助に取り組むことができる体制づくりを「支援者支援」として位置づけ、取りまとめを行う支援者支援担当として心理職1人を配置しています。

令和7年度は、開設直後の状況に応じて、所内において以下の支援メニューを段階的に導入し、実施しました。

① 支援チームによるソーシャルワーク支援

ケース担当者応援のためのホワイトボードを用いたミーティングを中心として、当事者参加型応援ミーティング、関係機関とのケースカンファレンス支援、家族支援プログラム導入の検討支援、臨時援助方針会議支援等を展開しています。

② 職員への個別相談による支援

児童相談所全職員を対象として、心理職による希望制の個別相談や、日常的な働きかけ・受け止め等の心理的援助を実施しています。

③ 各係への定期的な業務把握による支援

援助方針会議やケース協議の場のみならず、各係や一時保護所の定例ミーティング等に参加しています。

④ グループワークによる支援

開設して半年が経過した時点で、組織づくりと支援者支援の風土の醸成を目的とした全職員対象の支援者支援グループワーク、年度末に次年度に向けた主体的なチームづくりを目的とした係内グループワークを実施しました。

⑤ 管理職員との共有・相談等による組織づくり支援

令和7年度の後半から、定期的に支援者支援担当者と管理職員との共有を行い、必要な支援について検討しています。また、職員全体への支援者支援の風土醸成のための提案も行いました。

支援者支援実施状況（支援メニュー）	令和7年度	
	回数	人数（延べ）
チームによるソーシャルワーク支援	164 回	
個別相談による支援	190 回	148 人
業務把握による支援	65 回	
グループワークによる支援	24 回	127 人
管理職員との共有・相談等	10 回	

11 他自治体からの派遣職員の受入れ（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

職種	令和7年度	令和8年度
児童福祉司	1	2
児童心理司	0	1
児童指導員・保育士	0	4

第3 統計

1 児童相談受付件数（経路別）

（単位：件）

		児 相 談 所	都 道 府 県 (児 童 相 談 所 を 除 く)	市 町 村		保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 達 定 発 達 支 援 医 療 機 関	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 こ ど も 定 園	警 察 等	家 裁 判 庭 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関		学 校 等		
				こども家庭 センター等の児 童福祉・母子保 健部門	そ の 他								保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等
児童相談所	児童虐待 通告・相談	36	0	326	1	8	2	0	0	0	395	0	0	18	0	54	8
	その他	19	0	8	2	0	0	0	0	0	94	1	0	4	2	3	1

		里 親 ・ 小規模住居型 児童養育事業 (FH)	児 童 委 員 会 (通 告 介 入)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	その他	計
児童相談所	児童虐待 通告・相談	0	1	164	112	31	80	1,236
	その他	0	0	242	2	5	5	388

「令和7年度 こどもの保健と福祉に関する状況報告第1」

2 児童相談種別判定件数（年齢別）

（単位：件）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談		育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談			
0歳	55	10	0	0	0	0	0	7	72
1歳	49	3	0	1	0	0	1	6	60
2歳	43	1	0	2	0	0	1	9	56
3歳	53	2	0	7	0	0	0	6	68
4歳	44	3	0	2	0	0	1	6	56
5歳	49	0	0	9	0	0	2	8	68
6歳	48	4	0	23	0	0	2	4	81
7歳	70	5	0	5	0	2	1	7	90
8歳	58	1	0	2	0	1	1	10	73
9歳	65	6	0	11	0	0	5	13	100
10歳	55	3	0	9	1	1	8	12	89
11歳	58	3	0	5	2	1	10	8	87
12歳	52	6	0	15	0	4	10	8	95
13歳	61	4	0	5	2	7	12	6	97
14歳	40	10	0	2	4	0	10	4	70
15歳	43	3	0	2	3	1	5	4	61
16歳	28	3	0	7	6	0	2	2	48
17歳	31	7	0	0	3	0	6	1	48
18歳以上	4	1	0	0	0	0	0	4	9
年齢不詳	0	7	0	0	0	0	2	0	9
計	906	82	0	107	21	17	79	125	1,337

「令和7年度 こどもの保健と福祉に関する状況報告第2」

3 児童虐待相談対応件数（相談種別・経路別）

（単位：件）

	児童 相談 所	都へを 児童除 道相く 府談 県所へ	市 町 村		保 育 所	児施 童 福 祉設	指医 定療 発達 機支 援関	児セ 童家 庭支 援し	認 定こ ども 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関	
			ここの せの どん も 家 庭	子 児 保 健 社 ・ 部 門 他								保 健 所	医 療 機 関
身体的虐待	9	0	86	1	1	2	0	0	0	60	0	0	4
性的虐待	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	11	0	122	0	4	0	0	0	0	237	0	0	6
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	4	0	32	0	0	0	0	0	0	25	0	0	3
計	24	0	241	1	5	2	0	0	0	322	0	0	13

	学 校 等			里小養 規育事 模住業 居（F 型H 児童） 親	児の 童仲 介を 含む （通 告）	家 族						親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等			虐 待 者 本 人			虐 待 者 以 外							
						父 親	母 親	そ の 他	父 親	母 親	そ の 他					
身体的虐待	0	26	6	0	0	1	9	0	11	3	2	1	12	9	6	249
性的虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
心理的虐待	0	12	1	0	1	3	18	1	18	18	5	3	38	13	44	555
保護の怠慢・拒否 （ネグレクト）	0	7	0	0	0	0	4	0	3	1	3	4	4	2	7	99
計	0	46	7	0	1	4	31	1	32	22	10	8	54	25	57	906

「令和7年度 こどもの保健と福祉に関する状況報告第3」

4 児童相談対応種別件数（相談種別）

（単位：件）

			対 応 件 数 （年 度 中） ※全ての対応を計上（１ケースに対して複数の対応を行った場合はそれぞれ計上する）														
			措置によらない指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 指 導 家 庭 ・ 支 援 指 導 セ ン タ ー 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	児 童 相 談 所 送 致	児 童 福 祉 施 設						通 所
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						入所				児 童 心 理 治 療 施 設	障 害 児 入 所 施 設	
											児 童 養 護 施 設	乳 児 院	児 童 自 立 支 援 施 設	法 家（ 第 2 7 条 の 3 に よ る 裁 判 所 送 致）			
児 童 相 談 所	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	356	377	30	152	0	0	0		32	6	1	0	0	4	
		そ の 他 の 相 談	36	26	0	10	0	0	0		2	3	0	0	0	2	
	保 健 相 談		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	障 害 相 談		93	7	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	1	
	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	4	7	3	8	0	0	0		1	0	0	0	0	0	
		触法行為等相談	2	10	2	2	0	0	0		0	0	1	0	0	0	
	育 成 相 談		38	33	4	4	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 相 談		120	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
	計		649	460	39	176	0	0	0		35	9	2	0	0	7	

												未対応件数（年度末現在）	施設入所待機（再掲）	
			指定発達支援医療機関委託	里親委託	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	児童自立生活援助の実施		法第27条第1項第4号致	障害児入所施設等への約	その他	計		一時保護	一時保護以外
						自立援助ホーム	その他							
児童相談所	養護相談	児童虐待相談	0	7	0	0	0		0	27	992	196	0	0
		その他の相談	0	1	1	0	0		1	2	84	27	0	0
	保健相談		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	障害相談		0	0	0	0	0		6	0	107	11	0	4
	非行相談	く犯行為等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	23	2	0	0
		触法行為等相談	0	0	0	0	0	0	1	0	0	18	2	0
	育成相談		0	0	0	0	0		0	1	80	29	0	0
	その他の相談		0	0	0	2	2		0	0	124	26	0	0
	計		0	8	1	2	2	1	7	30	1,428	293	0	4

「令和7年度 こどもの保健と福祉に関する状況報告第5」

事業概要 令和8年版

印刷物番号 F0526007

令和8年8月発行

編集発行 文京区児童相談所
文京区小石川三丁目1 4 番 7 号

電 話 03 (3811) 5241

印 刷 山浦印刷株式会社